



長寿者祝賀行事

〔90歳祝賀〕

市内に居住する満90歳を迎えられた人に祝品を郵送(10月中旬)にてお贈りします。

対象 市内に居住する昭和4年10月2日～昭和5年10月1日生まれの人

〔100歳祝賀〕

市内に居住する100歳を迎えられる人にお祝い状、祝品を郵送(10月中旬)にてお贈りします。

対象 市内に居住する大正9年4月1日～大正10年3月31日生まれの人

問合せ先 地域共生推進課

※申込不要。市長訪問は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため控えさせていただきます。

定期予防接種がはじまります
ロタウイルスワクチン

10月1日より、ロタウイルスワクチンが定期予防接種として接種できるようになりました。対象の人には、健康推進課にて予防票を交付しています。

対象 接種日当日に市内に住民票がある人で、令和2年8月1日以降に生まれた人

※対象の人でも令和2年9月30日までは「任意接種」となり、接種費用がかかりますので注意してください。

対象年齢

●ロタリックス(2回接種) : 出生6週0日後～24週0日後まで

●ロタテック(3回接種) : 出生6週0日後～32週0日後まで
問合せ先 健康推進課



「戦没者等のご遺族のみなさんへ」

第十一回特別弔慰金が支給されます

今日の日本の平和と繁栄の礎となった戦没者等の尊い犠牲に思いをいたし、国として改めて弔慰の意を表すため、戦没者等のご遺族に特別弔慰金を支給します。

●特別弔慰金は、ご遺族を代表する一人が受け取るものです。
●同順位の人が複数いる場合は、話し合いのうえ、代表して請求する人を決めてください。

●記名国債受領後、遺族間で調整が必要となった場合は、記名国債を受け取った人が責任を持って行ってください。

対象 令和2年4月1日(基準日)時点で、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」などを受ける人(戦没者等の妻や父母)がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族一人に支給します。

戦没者等の死亡当時のご遺族で…

①令和2年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した人

②戦没者等の子

③戦没者等の父母、孫、祖父母、兄弟姉妹

※戦没者等の死亡当時、生計関係を有している等の要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。

④上記①～③以外の戦没者等の三親等内の親族(甥、姪等)

※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた人に限ります。

支給内容 額面25万円、5年償還の記名国債

請求期限 令和5年3月31日(金)まで

※請求期限を過ぎると請求できなくなりますので、ご注意ください。

申請・問合せ先 地域共生推進課

※郵送による請求も可能ですので、問い合わせください。前回と同じ人が請求される場合は、請求者の戸籍抄本、印鑑等が必要になります。前回と違う人が請求される場合や今回初めて請求される人の場合は、必要書類がそれぞれ異なるため、詳しくは問い合わせください。

新型コロナウイルス感染症に伴う こどもの定期予防接種の対応

新型コロナウイルス感染予防のため、やむを得ず規定の接種時期を超えてしまった人に、一定の基準で定期接種として対応できる場合があります。

問合せ先 健康推進課

※詳しくは問い合わせてください。

戦没者追悼式

令和2年度戦没者追悼式は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため中止します。

問合せ先 地域共生推進課

毎年10月はがん検診受診率

50%達成に向けた

集中キャンペーン月間

国民の2人に1人が「がん」になり、3人に1人が「がん」で亡くなっています。検診を受けて、がんを早期発見しましょう!

※受診の時期は、感染症の流行状況や自身の体調をふまえて判断いただき、個別医療機関で検診の際は、必ず事前に各実施医療機関で確認のうえ、受診してください。

問合せ先 健康推進課

